

第92号議案

温泉法施行条例の一部を改正する条例

第1条 温泉法施行条例（平成12年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、承認」の次に「、確認」を加え、「第7号」を「第8号」に改め、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第6条の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認 申請1件につき7,400円

第2条 温泉法施行条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8号」を「第13号」に改め、第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 法第7条の2第1項の規定による土地の掘削のための施設等の変更の許可 申請1件につき24,000円

第3条第1項中第8号を第13号とし、第7号を第12号とし、第6号を第11号とし、同項第5号中「温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第6条」を「法第14条の5第1項」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 法第14条の7第1項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可 申請1件につき24,000円

第3条第1項第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 法第11条第2項又は第3項において読み替えて準用する法第6条第1項又は第7条第1項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認 申請1件につき7,400円

- (6) 法第11条第2項において読み替えて準用する法第7条の2第1項の規定によるゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可 申請1件につき24,000円

(7) 法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可 申請1件につき
35,000円

(8) 法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定による温泉の採取の許
可を受けた者の地位の承継の承認 申請1件につき7,400円

附 則

この条例中第1条の規定は平成20年8月1日から、第2条の規定は同年10月1
日から施行する。